

主 文

本件申立を棄却する。

理 由

刑訴法五〇一条にいう「裁判の解釈について疑があるとき」とは、刑の言渡をした判決の主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈について疑義がある場合のことであるところ、本申立は、右の場合にあたらない。しかも、上告を棄却した最高裁判所は、同条にいう「刑の言渡をした裁判所」ではない。したがつて、右のいずれの点からするも、本件申立は不適法であるから棄却すべきものである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年七月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
--------	---	---	---	---

裁判官	柏	原	語	六
-----	---	---	---	---

裁判官	下	村	三	郎
-----	---	---	---	---

裁判官	松	本	正	雄
-----	---	---	---	---